

愛媛大学学術支援センター規則

平成27年 4月1日
規則 第 32 号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第30条第2項の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学内外の共同利用施設として、センターの保有する各種分析機器、生物資源、放射性同位元素等の総合的な管理と共同利用の促進を通じて、愛媛大学（以下「本学」という。）の教育研究活動を支援し、その進展に資することを目的とする。

(研究支援部門等)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次の各号に掲げる研究支援部門等を置く。

- (1) 物質科学研究支援部門（文京町2番地区）
- (2) 遺伝子解析研究支援部門（樽味地区）
- (3) 医科学研究支援部門（重信地区）
- (4) 応用タンパク質研究支援部門（文京町3番地区）
- (5) ものづくりファクトリー（文京町3番地区）

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任教員（特定職員である教員を含む。以下同じ。）
- (5) 兼任教員
- (6) その他必要な職員（以下「センター職員」という。）

(管理機関)

第5条 センターの管理運営に関する重要な事項は、愛媛大学研究・産学連携推進機構研究・産学連携推進会議（以下「推進会議」という。）において審議する。

(運営委員会)

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(センター長等)

第7条 センター長候補者及び副センター長候補者は、本学の専任の教授のうちから、推進会議が推薦し、学長が選考する。

2 センター長及び副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長又は副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期は、センター長の任期の末日を超えることができない。

(部門長)

第8条 第3条各号に掲げる研究支援部門等に、それぞれ部門長を置き、センターの専任教員又は兼任教員のうちから、センター長が委嘱する。

2 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、部門長の任期は、センター長の任期の末日を超えることができない。

(専任教員)

第9条 専任教員は、推進会議が推薦し、国立大学法人愛媛大学人事委員会の議を経て、学長が選考する。

(兼任教員)

第10条 兼任教員は、本学の専任教員のうちから、センター長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て推薦し、学長が任命する。

2 兼任教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、兼任教員の任期は、センター長の任期の末日を超えることができない。

(職務)

第11条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長が不在又は事故があるときは、その職務を代行する。

3 部門長は、当該部門等の業務を処理する。

4 専任教員は、センター長の職務を助け、センターの業務を遂行する。

5 兼任教員は、センターの専任教員とともにセンターの業務を遂行する。

6 センター職員は、センターの業務に従事する。

(利用)

第12条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用連携推進室)

第13条 センターに、愛媛大学学術支援センター共同利用連携推進室(以下「連携推進室」という。)を置く。

2 連携推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線教育支援室)

第14条 センターに、愛媛大学学術支援センター放射線教育支援室(以下「放射線教育支援室」という。)を置く。

2 放射線教育支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センターに関する事務は、研究・産学連携支援部研究・産学連携課及び先端研究推進課並びに医学部研究協力課、工学部事務課及び農学部事務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 愛媛大学総合科学研究支援センター規則(平成16年規則第186号)は、廃止する。

3 愛媛大学応用タンパク質研究施設規則(平成26年規則第163号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。